

（実施計画書（仕様書）の遵守）

第1条 乙は、本契約に明記されていると否とを問わず、関係法令諸規則（要綱等を含む。）を遵守し、別紙1の実施計画書（仕様書）に従って委託業務を実施しなければならない。

（納入物の提出）

第2条 乙は、委託業務についての納入物（以下単に「納入物」という。）を完了期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、納入物を文書で作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし、様式第1-1により作成した印刷物基準実績報告書を納入物とともに甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託業務において会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、前項環境物品等の調達の推進に関する基本方針による役務の会議運営の基準を満たすこととし、様式第1-2により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに甲に提出しなければならない。

（契約保証金）

第3条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

（計画変更等）

第4条 乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）の場合を除く。）は、あらかじめ様式第2により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

（全部再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

（再委託）

第6条 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、当該再委託が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）本契約の締結時における別紙2の履行体制図に定めるものであるとき。

（2）甲の承認を得たものであるとき。

（3）別紙3の条件に該当する第三者に対するものであるとき。

（4）別紙4の軽微な再委託に該当するとき。

2 乙は、前項第2号の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、あらかじめ様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定するとともに、再委託先に対し、再々委託先等（甲が受理した履行体制図記載の再々委託先及びそれ以下の委託先並びに履行体制図に記載のない再々委託先

及びそれ以下の委託先をいう。以下同じ。)との全ての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項を書面により約定させるものとする。ただし、再委託先等(再委託先及び再々委託先等をいう。以下同じ。)のうち履行体制図に記載のない事業者との委託関係にあつては書面を省略することができる。なお、この場合において、第24条、第25条、第27条、第28条、第30条、第31条、第33条の2から第33条の8まで及び第35条中「甲」とあるものは「資源エネルギー庁」と読み替えるものとする。

- 4 乙は、再委託先等の行為について甲に対して全ての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。乙が消滅し、又は解散する場合は、乙は、事前に甲に報告の上で、乙が消滅し、又は解散した後も本契約を遵守するために必要な事項を再委託先に書面により約定させるものとする。

(履行体制)

第7条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、前条第2項記載の再委託先の承認(再委託先の変更の承認を含む。)以外の事由により別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 委託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称変更又は住所移転の場合。

(2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。

(3) 別紙4の軽微な再委託に該当する場合。

- 3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(再委託に係る承認申請等の特例)

第8条 第6条第2項の再委託に係る承認申請又は前条第2項の履行体制図変更届出を要する事実が、第4条第1項の実施計画の変更に伴随して生じる場合は、同項の計画変更承認申請にこれを含めることができる。この場合、その承認された範囲内において、再委託に関する承認を得た又は履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

- 2 第6条第2項の再委託の承認を得た場合は、その承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

(債権譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者(以下「丙」

という。)が甲に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 丙は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属又は行使を害することを行わないこと。

(2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、委託金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書の規定に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(監督等)

第10条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 乙は、甲が定める監督職員から要求があるときは、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

(委託業務完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに、様式第5により作成した委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第12条 甲は、前条の委託業務完了報告書を受領した日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。次条において同じ。))に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。))又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

2 甲は、前項の確認を行った後に、乙が納入物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該納入物の引渡しを受けなければならない。

3 甲は、前項の引渡しの前においても、納入物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

(実績報告書の提出)

第13条 乙は、様式第6により作成した実績報告書を約定期限(当該期間の末日が休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。))までに甲に提出しなければならない。

(支払うべき金額の確定)

第14条 甲は、第12条第1項の確認及び納入物の引渡しを受けた後、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に

通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

(支払)

第15条 乙は、前条の通知を受けた後に、様式第7により作成した精算払請求書を提出する。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受領した日から30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、概算払財務大臣協議が整ったときは、乙は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として様式第8により作成した概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

(遅延利息)

第16条 甲は、約定期間に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

(差額の返還又は支払)

第17条 乙が第15条第2項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額を超えているときには、乙は、甲の指示により、その超える額を甲に返還しなければならない。

2 乙が第15条第2項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額に満たないときには、第15条第1項を準用する。

(研究活動の不正行為への対応等)

第18条 乙は本契約において、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究活動に関する指針」という。）による不正行為（ねつ造、改ざん、盗用をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 乙は、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「公的研究費に関する指針」という。）による不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めなければならない。

3 甲は、前項に掲げる乙の体制整備等の状況について乙に対し報告させるとともに、不正使用等の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲は、乙の体制整備等の状況について問題があると認める場合には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

4 甲及び乙は研究活動に関する指針及び公的研究費に関する指針に基づき適切に対応するものとし、不正行為若しくは不正使用等があったと認められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(契約の解除等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託金その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- (1) 乙が、完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙若しくは再委託先等又はこれらの使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(延滞金)

第20条 乙は、第17条第1項の規定により甲に確定額を超える額を返納告知のあった期限までに返納しないときは、その期限の翌日からこれを国に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。

2 乙は前条第2項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であつて、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第21条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等及び証拠書類を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(財産の管理)

第22条 乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、委託業務完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。

2 乙は、取得財産について様式第9による取得財産管理台帳を備え、委託業務完了後、様式第9により作成した取得財産明細表を実績報告書に添付して提出すること。ただし、甲から別に指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(知的財産権等の定義)

第23条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受

ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

（２）著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

（３）技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２ この契約書において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）発明

（２）考案

（３）意匠及びその創作

（４）半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作

（５）種苗法第２条第２項に規定する品種及びその育成

（６）著作物及びその創作

（７）ノウハウ及びその案出

３ この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（知的財産権の帰属）

第２４条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第１０による書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（１）乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第２６条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

（２）乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

（３）乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

（４）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときには、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。第２７条、第２８条及び第３３条の２において同じ。）又は親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。第２７条、第２８条及び第３３条の２において同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促

進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。次項において同じ。）を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

- 第25条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

（委託業務の成果に関する不正な流出の防止）

- 第25条の2 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第26条 乙は、委託業務の成果に係る発明等の権利化、秘匿化又は公表等に係る方針を策定し、様式第11により甲に対し報告しなければならない。乙は、委託業務の成果に係る発明等が得られたときは、出願又は公表の前に、同様式により、甲に対し、当該成果並びに当該成果の取扱い及びその理由を報告しなければならない。ただし、甲の許可が得られた場合は、乙は様式第11によらないで報告することができる。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、様式第12による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。なお、当該出願又は申請を共同で行った者が甲に対して当該提出を行った場合は、乙の提出は不要とする。
 - 3 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和○年度（注：事業開始年度を記載）資源

エネルギー庁「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第17条（平成12年法律第44号）の適用を受ける特許出願）」

- 4 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、様式第13による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。なお、当該登録等を共同で行った者が甲に対して当該提出を行った場合は、乙の提出は不要とする。
- 5 乙は、委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、様式第14による著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第28条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等した場合は90日以内）に、甲に対して様式第15による産業財産権実施届出書を提出しなければならない。
- 7 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じ、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（特許出願の非公開制度に関する報告）

- 第26条の2 乙は、委託業務の成果に係る特許出願について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第66条第3項及び第10項、第67条第9項、第69条第2項、第70条第1項及び第5項、第71条並びに第77条第2項の規定による通知を受けた場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、経済安全保障推進法第66条第2項の規定による申出を行った場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。
- 3 乙は、経済安全保障推進法第67条第10項の規定に基づいて、内閣総理大臣に書類の提出を行った場合には、遅滞なく、当該書類の写しを甲に提出する。
- 4 乙は、経済安全保障推進法第79条第1項に基づく確認の求めを特許庁長官に対して行った場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。
- 5 乙は、特許庁長官から、経済安全保障法第79条第2項及び第4項の規定による回答を受けた場合には、遅滞なく、その回答の写しを甲に提出する。
- 6 本条は経済安全保障推進法附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日以降に適用とする。

（知的財産権の移転）

- 第27条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。第33条の2第3項において同じ。）には、第24条から第30条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第16による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第24条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付することができるものとする。
- 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、甲乙間の調

整を行うものとする。

- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、様式第16の2による移転通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第24条第1項各号及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を遵守させるものとする。

（知的財産権の実施許諾）

- 第28条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第24条、第25条、本条及び第30条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第17による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第24条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
 - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、甲乙間の調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、様式第17の2による専用実施権等設定通知書を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第29条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合（共有している知的財産権のうち、他の共有者が持分を放棄する場合を含む。）は、当該放棄を行う前に、様式第18による知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

（ノウハウの指定）

- 第30条 甲及び乙は、委託業務の成果に係るノウハウのうち、甲に提出するノウハウを、協議の上、速やかに指定するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき指定されたノウハウにつき、甲の指示に従い、委託業務成果報告届出書とは別に甲に提出しなければならない。
 - 3 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 4 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。当該期間中、甲は乙の書面による同意がない限り、乙は甲の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。
 - 5 甲は、第2項の規定によりノウハウが乙から提出されたときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所にて、適切に保存しなければならない。

（知的財産権の管理）

- 第31条 乙は、第24条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各

号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

（職務発明規定の整備）

第32条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

（知的財産等の使用）

第33条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（合併等又は買収の場合の報告等）

第33条の2 乙は、合併若しくは分割し、又は甲以外の第三者の子会社となった場合（乙の親会社に変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対してその旨を速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし委託業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

(1) 合併若しくは分割し、又は甲以外の第三者の子会社となった場合は、甲に対してその旨を速やかに報告する。

(2) 前号の場合において、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし委託業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

(3) 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

（知的財産マネジメントに係る基本方針の遵守）

第33条の3 乙は、甲が提示した知的財産マネジメントに係る基本方針を遵守するもの

とする。

- 2 乙は、契約締結日に、事業参加者（乙、再委託先及び再々委託先等を含む。）間で知的財産権及びデータの取扱いについて合意しなければならない。乙は、原則として契約締結日（遅くとも契約締結日から1ヶ月以内）に、様式第19により作成した知財合意書届出書を甲に提出しなければならない。ただし、事業参加者が乙のみである場合は、知財合意書届出書の作成・提出は不要とする。
- 3 乙は、契約締結日に、事業参加者間で知財運営委員会を設置し、知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため知財運営委員会運営規則を作成しなければならない。乙は、原則として契約締結日（遅くとも契約締結日から1ヶ月以内）に、様式第19の2により作成した知財運営委員会設置届出書を甲に提出しなければならない。ただし、事業参加者が乙のみである場合は、知財運営委員会設置届出書の作成・提出は不要とする。

（データマネジメントに係る基本方針の遵守）

第33条の4 乙は、甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針を遵守するものとする。

- 2 乙は、甲が委託したプロジェクトで得られる研究開発データに関して甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針で指定した事項について、様式第20により作成したデータマネジメントプラン届出書を甲に提出しなければならない。ただし、当該報告に関する一切の事項についてはいつでも変更することができる。
- 3 乙は、甲が委託したプロジェクトで得られる研究開発データに関してデータカタログに掲載する索引情報について、様式第20の2により作成したメタデータ届出書を甲に提出しなければならない。ただし、当該報告に関する一切の事項についてはいつでも変更することができる。

（委託者指定データの定義）

第33条の5 委託者指定データとは、甲が委託した業務で得られた研究開発データのうち、公共性が高く、広範な利活用を目的として甲が管理する必要があるデータであって、その取得又は収集を委託業務の目的として位置づけられ、甲が指定したものをいう。

（委託者指定データの提供）

第33条の6 乙は、甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針において、委託者指定データが指定された場合又は委託業務実施期間中において甲と乙が合意の上で委託者指定データが指定された場合は、委託者指定データを当該基本方針で甲が指定した方法で、甲又は甲が指定した者に提供しなければならない。

（委託者指定データに係る権利の帰属等）

- 第33条の7 甲は、第24条（産業技術力強化法第17条第1項に基づき約した条項）の規定にかかわらず、委託者指定データに係る一切の権利（なお、著作権の場合は著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）を、乙から譲り受けるものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、委託者指定データに係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該委託者指定データの著作権者が乙以外の者であるときは、当該委託者指定データが著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

- 3 甲及び乙は、委託者指定データについて、第30条に規定されたノウハウの指定はしないものとする。
- 4 甲は、委託者指定データを乙が自ら利活用することを妨げないものとする。

(委託者指定データの秘密保持)

第33条の8 乙は、甲の承諾を得ない限り、乙が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針で甲が指定した者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、乙が、委託者指定データが次のイからニまでのいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- イ 知り得た際、既に公知となっていたもの
- ロ 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの
- ハ 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの
- ニ 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

- 2 乙は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、前項の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

(現地調査等)

第34条 甲は、本契約の適正な履行の確保、又は支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 甲は、再委託先等に対しても、所属の職員に再委託先等の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。この場合において、乙は当該調査等を行うことについて、再委託先等が同意するように必要な措置をとらなければならない。

(協力事項)

第35条 乙は、知的財産権の利用状況調査、中間評価、終了時評価、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会への出席等について乙の負担において甲に協力するものとする。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第36条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

（情報セキュリティの確保）

第37条 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに本条第2項及び仕様書別記「情報セキュリティに関する事項」に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出しなければならない。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、乙は、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況については、定期的に作成した情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書を甲に提出しなければならない。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得なければならない。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講じなければならない。

2 乙は、委託業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）に基づく情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第38条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）（以下「個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第21により作成した個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（1） 甲から預託された個人情報等を第三者（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（2） 甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

（3） 委託業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

5 乙は、委託業務において個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な

事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報等の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び委託先（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

6 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報等の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

7 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、様式第22により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

8 乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

9 乙は、甲から預託された個人情報等以外に、委託業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報等（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

11 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報等について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（甲による契約の公表）

第39条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

2 乙は、第6条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

（電磁的記録による作成等）

第40条 乙は、本契約により作成することとされている申請書等（申請書、報告書、書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、甲が指定した場合を除き、当該申請書等に記

載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により作成した申請書等は、甲の指定する方法により提出しなければならない。なお、提出された当該申請書等は、甲の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に甲に到達したものとみなす。

（存続条項）

第41条 契約期間が終了し、又は第19条、特記事項第1条、第4条若しくは第5条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、本契約の第24条から第30条まで、第33条、第33条の2、第33条の8及び本条の規定については、引き続き効力を有するものとする。

（人権尊重努力義務）

第42条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（契約書の解釈）

第43条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上生じた疑義、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書等の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

2 乙は、前項第2号又は3号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、約定の委託金額（本契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないとき

は、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、約定の委託金額（本契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払

わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式第 1 - 1)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

印刷物基準実績報告書

契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

上記の件について別紙内訳書のとおり報告します。

(注) : 内訳書の様式については以下URLを参照のこと。

<URL> https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2025insatsu-youshiki.docx

(納入物とともに提出すること。)

(様式第 1 - 2)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

会議運営実績報告書

契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

上記の件について別紙内訳書のとおり報告します。

(注) : 内訳書の様式については以下URLを参照のこと。

<URL> https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2025kaigi-youshiki.docx

(納入物とともに提出すること。)

(様式第2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

計画変更承認申請書

契約書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額（委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託金額	
------	--

3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

6. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

7. 委託金額に対する再委託の割合が50パーセントを超える場合は、その理由（業務内容、選定理由等）

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

※ グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託は認められません。

（この申請書の提出時期：計画変更を行う前。）

(様式第3)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

再委託に係る承認申請書

契約書第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

3. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

※ グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託は認められません。

（この申請書の提出時期：再委託を行う前。）

(様式第4)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

履行体制図変更届出書

契約書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。なお、再々委託先等の変更、追加の場合も必ず作成すること。※別紙4軽微な再委託は除く。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

※ グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再々委託等は認められません。

（この届出書の提出時期：履行体制変更の意思決定後、速やかに。）

(様式第5)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代	表
者	氏
氏	名

委託業務完了報告書

契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額

委託金額	
------	--

3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限	
----------	--

4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	
-----------	--

(この報告書の提出時期：委託業務が完了した後、直ちに。)

(様式第6)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

実績報告書

契約書第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額

委託金額	
------	--

3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	
---------	--

4. 委託業務に要した経費

(1) 支出総額

総括表(注1)

(単位:円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

(2) 支出内訳(実施計画書中、支出計画の例により作成すること。)(注2)

※ 必要に応じ、別葉で作成すること。

(この報告書の提出時期:約定期限まで。)

<記載要領>

(注1) : 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・区分 支出計画中の区分経費の名称を記載する。
- ・委託金額 区分経費ごとに、委託金額（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。
- ・流用額 支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。
- ・消費税等組入額 区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。
- ・流用等後額 委託金額、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・支出実績額 委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。

なお、一般管理費の額は、支出計画において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する支出実績額の合計額に、支出計画における一般管理費の実質率（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の実質率）を乗じて得た額を超えてはならない。

- ・受けるべき委託金の額 区分経費ごとに、流用等後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

総括表（記入例）

（単位：円）

区分	委託金額	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
1. 人件費	5,000,000	-	500,000	5,500,000	4,070,000	4,070,000
2. 事業費	3,010,000	-	301,000	3,311,000	3,177,500	3,177,500
3. 再委託・外注費	500,000	-	50,000	550,000	600,000	550,000
4. 一般管理費	801,000	-	80,100	881,100	724,750	724,750
小計	9,311,000	-	-	-	-	-
消費税及び地方消費税相当額	931,100	-	-	-	-	-
合計	10,242,100	-	931,100	10,242,100	8,572,250	8,522,250

(注2) : 支出内訳の記載方法の詳細については以下URLを参照のこと。

<URL> https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_jisseki.xlsx

(様式第 7)

記 号 番 号
令和 年 月 日

官署支出官
資源エネルギー庁長官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名
登 録 番 号

精算払請求書

契約書第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

内訳（対象欄には税抜き額を、内税欄には税額を記載のこと。）

消費税及び地方消費税 税率別内訳	10%対象		内税	
	8%対象		内税	

3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

（この請求書の提出時期：契約書第 1 4 条の通知を受けた後。）

(様式第 8)

記 号 番 号
令和 年 月 日

官署支出官
資源エネルギー庁長官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名
登 録 番 号

概算払請求書

契約書第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

内訳（対象欄には税抜き額を、内税欄には税額を記載のこと。）

消費税及び地方	10%対象		内税	
消費税率別内訳	8%対象		内税	

3. 概算払を必要とする理由

概算払を必要とする理由	
-------------	--

4. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

※ この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。
（この請求書の提出時期：概算払財務大臣協議が整い、概算払を受けることを希望するとき。）

(単位：円)

[illegible]

(様式第9)

取得財産管理台帳

取得財産明細表 (令和 年度)

【事業名】

区分	財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月 日	保管場 所	備考	事業 終了 後の 分類	管理 方法	執行部 局・課 室
(イ)	〇〇〇器	GP-1XXX	1	540,000円	540,000円	H29.8.1	東京都 〇〇区 〇〇 x-x-x 〇〇検 査所内 倉庫	継続使用：可 傷：有（外装 に使用に伴う 傷があるが、 機能に支障を 来すものでは ない。） 特記事項：ノ ウハウ財産	買取 り		〇〇局 〇〇課

(注)

- この様式は、管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。なお、対象となる取得財産は、取得価格の単価消費税及び地方消費税込みで20万円以上の財産（附帯費用（運搬費、基礎工事費、試運転費等）は除く。）とする。ただし、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで20万円以上とする。
 - 事業名は、契約件名を記載すること。
 - 区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図書類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
 - 規格は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
 - 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 - 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
 - 保管場所は、住所及び保管場所を記載すること。
 - 備考は、財産の状態（継続使用の可否・傷の有無・特記すべき事項）を記載すること。
特記すべき事項の例
・ノウハウ財産
・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期 等）
・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続使用には交換の必要がある。
 - 事業終了後の分類は、実績報告書提出時に事業終了後において、以下分類から取得財産の取扱いの希望を記載すること。ただし、一部の管理方法には諸条件があるため、別途、当庁の担当者と調整頂く必要がある。
・【分類】「買取り」買取り希望、「貸付」貸付け希望、「不用」不用、「廃棄」廃棄希望（使用に耐えない場合）
 - 執行部局・課室は、当庁の担当部局課室名を記載すること。
- ※ 管理方法への記載は不要（本明細表の受理後、執行担当課で記載することを想定している。）
（この明細表の提出時期：実績報告書の提出時。また、甲から別に指示があったとき。）

(様式第 10)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

確認書

{名称 代表者氏名} (以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官資源エネルギー庁長官官房総務課長 (以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 乙は、上記委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

3. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

4. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

5. 乙は、上記3. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

6. 乙は、甲が上記4. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

7. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

（この確認書の提出時期：契約締結日。）

(様式第 1 1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

発明等報告書

契約書第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. オープン・クローズ戦略の方針（注 1）

（委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインの 1-2（2）、2-2-2（1）を参考に、上記委託契約の事業全体として、研究開発成果として得られた発明等を秘匿化する領域、特許権等により権利化する領域、論文等により公表する領域の基本方針を記載する。）

3. 知財運営委員会の開催状況（注 2）

開催日	
開催形式（書面又は対面）	
出席者	

4. 発明等の権利化、秘匿化、公表の方針

管理番号	発明等の名称	権利化の方針 （注 3）	秘匿化の方針 （注 4）	公表の方針 （注 5）	左記方針の判断理由（注 6）
1					
2					
3					

記載要領

（注 1）：「2. オープン・クローズ戦略の方針」は、第 1 回目の知財運営委員会の報告時に記載し、第 2 回目以降の知財運営委員会の報告時には、前回と同様の事項を記載する。オープン・クローズ戦略の方針に変更があった場合は、冒頭に【変更】として、新しいオープン・クローズ戦略の方針を記載する。

（注 2）：受託者が 1 者の場合は、不要。ただし、甲と乙で決定した期間ごとに、定期的に発明等報告書を

提出する。

（注３）：権利化の方針とする場合は、権利の種類（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権）を記載する。権利の種類が、著作権以外の場合は、出願対象国も記載する。

（注４）：秘匿化の方針とする場合は、秘匿化した発明等のアクセス制限の範囲（例、A者のみ、プロジェクト参加者のみ等）を記載する。

（注５）：公表の方針とする場合は、公表する媒体と公表予定日を記載する。

（注６）：権利化、秘匿化、公表の方針とした理由を、「２．オープン・クローズ戦略の方針」に基づき記載する。

（注７）：「発明等報告書」は、実質的に上記１から４までの事項が記載されていれば、様式は問わず、知財運営委員会の議事概要などでも構わない。

(様式第 1 2)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

産業財産権出願通知書

契約書第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願国 (注 1)

4. 出願等に係る産業財産権の種類 (注 2)

5. 発明等の名称 (注 3)

6. 出願日

7. 出願番号 (注 4)

8. 出願人

9. 優先権主張 (注 5)

1 0. 出願前の移転 (注 6)

記載要領

- (注1) : 出願(又は申請)を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願(PCT)であるときは、その旨を記載する。
- (注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。
(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4) : 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- (注5) : 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- (1) 優先権主張の種類
- ・国内優先権主張(特許法第41条第1項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張)
 - ・パリ条約で定める優先権主張
 - ・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
- (2) 優先権主張の基礎となる出願(又は申請)の出願国、産業財産権の種類及び番号
- (注6) : 出願前に第三者に移転した場合は、移転年月日、移転元の名称及び移転先の名称を記載する。

(様式第 1 3)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

産業財産権通知書

契約書第 2 6 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願等に係る産業財産権の種類

4. 発明等の名称

5. 出願番号

6. 出願人

7. 登録日

8. 登録番号

9. 登録国

(様式第 1 4)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

著作物通知書

契約書第 2 6 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 著作物の種類

4. 著作物の題号

5. 著作者の氏名（名称）

6. 著作物の内容

(様式第 15)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

産業財産権実施届出書

契約書第 26 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 実施した産業財産権

産業財産権の種類(注 1) 及び番号(注 2)	産業財産権の名称等(注 3)

4. 実施の主体(第三者は実施許諾した場合)

自己 ・ 第三者(注 4)

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 16)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

移転承認申請書

契約書第 27 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 承認を受ける理由(注4)

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。)

- (1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第17条にもとづく観点)
- (2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(旧研究開発力強化法)第41条に基づく観点)

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4) : 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。
- (1) について
- 移転先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
 - 移転先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものでないか。
 - 移転先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。
- (2) について
- 移転先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようなになっているか。
 - 移転等が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
 - 当該移転等により、国内企業等(大学・研究機関等を含む)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがあるか。
 - 当該移転等により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

(様式第 1 6 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

移転通知書

契約書第 2 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転した知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先が同じ場合は、複数列挙可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 移転日

6. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

(1) 契約書第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため(承認書の写しを添付する。)

(2) 以下の理由により承認が不要であるため(さらに以下のいずれかの理由を選択)

- イ 子会社又は親会社への移転であるため
- ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
- ニ 合併又は分割による移転であるため

7. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 2 4 条から第 3 0 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 17)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

専用実施権等設定承認申請書

契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権

（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）及び番号（注 3）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 承認を受ける理由（注 4）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。）

- （1）当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第 17 条にもとづく観点）
- （2）当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（旧研究開発力強化法）第 41 条に基づく観点）

記載要領

（注１）： 特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

（注２）： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）： 具体的な理由を、様式第１６の記載要領（注４）に従って記載すること。

(様式第 17 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

専用実施権等設定通知書

契約書第 28 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権

（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受けた者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（1）契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため

ロ 承認 TLO 又は認定 TLO への専用実施権等の設定であるため

ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

記載要領

（注１）： 特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

（注２）： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 18)

記	号	番	号
令和	年	月	日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住	所
名	称
代 表 者 氏 名	

知的財産権放棄届出書

契約書第 29 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 放棄しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。)

4. 放棄予定日

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 19)

記 号 番 号
令和 年 月 日

知財合意書届出書

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

委託契約書第 33 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 知的財産権及びデータの取扱いについて合意書

(別紙) 知財合意書参照

なお、作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 27 年 5 月)及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 29 年 12 月)を参考にするものとする。

(この届出書の提出時期：原則として契約締結日、遅くとも契約締結日から 1 ヶ月以内。また、届出書(別紙)に修正又は追記があるとき。)

(様式第 19 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

知財運営委員会設置届出書

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

委託契約書第 33 条の 3 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 知財運営委員会運営規則

(別紙) 知財運営委員会運営規則

なお、作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 27 年 5 月)及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 29 年 12 月)を参考にするものとする。

(この届出書の提出時期：原則として契約締結日、遅くとも契約締結日から 1 ヶ月以内。また、届出書(別紙)に修正又は追記があるとき。)

〇〇〇〇プロジェクト／〇〇〇〇知財運営委員会運営規則（ひな形）

令和 年 月 日

（適用範囲）第1条 この規則は、「〇〇〇〇プロジェクト／〇〇〇〇」の「知的財産権及びデータの取り扱いについての合意書」（以下「知財合意書」という。）第〇条〇項の規定に基づき、知財運営委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

2 本規則に掲げる用語の定義は、知財合意書に掲げる用語の定義を準用するものとする。

（知財運営委員会の構成等）第2条 知財運営委員会は研究開発責任者及び研究開発責任者が指定する者から構成され、研究開発責任者を委員長とする。

2 研究開発責任者は、以下の者から知財運営委員会の委員を〇名以上指定する。

- 一 技術開発従事者
 - 二 知財部門在籍者又は知財関係者
 - 三 その他、判断の内容に応じて適切な者
- 3 委員長及び委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

（意見の聴取）第3条 委員長は、次の各号に掲げる者に対して、知財運営委員会への参加を求めて、意見を聞くことができる。委員長は、意見を聞いた者に対して、審議に要した一切の情報を秘密とし、第三者へ開示又は漏洩しないことを遵守させなければならない。

- 一 本プロジェクトの成果についての届出をした者が所属するプロジェクト参加者
- 二 知財又はデータに関する専門家
- 三 前2号に掲げるもののほか、判断の対象となる内容に応じて必要と認められる者その他公正中立な立場の者

（知財運営委員会の開催）第4条 委員長は、知財合意書第〇条の適用による成果の第三者への開示の届出及び知財合意書第〇条第〇項の適用による発明等の成果の届出がなされたときは、当該届出の翌日から〇営業日以内に知財運営委員会を開催する。

2 委員長は、前項に基づき知財運営委員会を開催する場合には、〇営業日以上前に、その開催日時、開催場所その他の必要事項を、各当事者に対して通知する。

3 委員長は、知財運営委員を召集する会議開催に代えて、電子メールにより会議を開催することができる。その場合、委員長は、委員長が所属する機関の営業日に基づき、当該届出の翌日から〇営業日以内に委員に対し審議内容を通知する。各委員は、各委員が所属する機関の営業日に基づき、〇営業日以内に委員長に対し異議を申し立てることができる。異議申し立てを行わない場合、審議内容につき承認したものとみなすものとする。

4 前項において、委員長は各委員の回答を集計し、異議を申し立てた委員が存在する場合、異議内容について各委員に通知し、協議を行う。

（事務局）第5条 知財運営委員会の事務局は、〇〇〇〇におく。

2 事務局は、知財運営委員会の議事録を作成し保管する。

（秘密保持）第6条 知財運営委員会の構成員は、審議に要した一切の情報を秘密とし、第三者へ開示又は漏洩してはならない。但し、資源エネルギー庁への報告についてはこの限りではない。

（本規則改廃の手続き）第7条 本規則の改廃は、知財運営委員会の決議による。

（その他）第8条 本規則に定めがない事項、施行にあたり疑義が生じた事項、その他協議の必要な事項については、誠意ある協議のもと知財運営委員会が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(様式第 2 0)

記 号 番 号
令和 年 月 日

データマネジメントプラン届出書

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

委託契約書第 3 3 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. データマネジメントプラン

(別紙) データマネジメントプラン参照

(この届出書の提出時期：原則として委託契約書の締結時。また、届出書（別紙）に修正又は追記があるとき。)

(様式第20) (別紙) データマネジメントプラン記入例

区別	新規／修正又は追記 注1)
契約締結日	
契約件名	

提出日	令和 年 月 日
法人名	〇〇研究所

注1) 「新規」か「修正又は追記」を選択すること。

必須記入項目								
データ No.	データの 名称 注 2)	データの 説明	データ管 理機関	データ管 理機関コ ード	分類 注 3)	メタデー タのアク セス権	データの アクセス 権 注 4)	秘匿理由 注5)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(記入要領)

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(平成29年12月経済産業省) 及び公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書(令和6年7月30日内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)に基づき、委託したプロジェクトで得られる予定の研究開発データについて記入すること。

注2) 再委託先の取得するデータについても記入すること。

注3) 次のいずれかを選択すること。 委託者指定データ／自主管理データ

注4) 次のいずれかを選択すること。 レベル4 (広範な提供・利活用)／

レベル3 (PJ参加者以外の第三者へも提供可能)／

レベル2 (PJ参加者間のみで共有可能)／レベル1 (自者のみで利活用)

注5) 次のいずれかを選択すること。 秘匿しない／事業化に向けて市場の競争力を確保するため／特許出願や論文発表を行うため／取得又は収集したデータの利用許諾等に制限があるため／安全保障上の理由のため／その他 (「備考」欄に具体的に記載)

(様式第 2 0) (別紙) データマネジメントプラン記入例 (続き)

公開レベル 3 又は 4 を選択した場合、必須 注 6)						
データ No.	メタデータ 掲載予定日	データの取 得方法又は 収集方法	データの分 野	データ種別	概略データ 量 注 7)	データの利 活用・提供方 針
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注 6) 当初、公開レベル 1 又は 2 の場合でも、プロジェクトの進展に伴い、公開レベル 3 又は 4 に修正された場合は、公開レベル 3 又は 4 の必須項目を記入すること。

注 7) 次のいずれかを選択すること。 <1GB, 1-10GB, 10-100GB, >100GB

注 8) データの個数が 1 1 以上ある場合は、二枚目のシートを作成すること

注 9) 受託者は、「様式第 2 0 (別紙) データマネジメントプラン」の電子的様式 (データマネジメントプラン (DMP) (EXCEL形式: 67KB) Excelファイル) を以下の URL から入手し、それを用いること。

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

(様式第20) (別紙) データマネジメントプラン記入例 (続き)

公開レベル3又は4を選択した場合、必須													
データ No.	円滑 な提 供に 向け た取 組 み	公開 予定 日	リポ ジト リ情 報	リポ ジト リ URL ・DOI リン ク	デー タ作 成者 (日 本語 欄)	デー タ作 成者 (英 語 欄)	デー タ作 成者 の e-Ra d研 究者 番号	デー タ管 理者 (日 本語 欄)	デー タ管 理者 (英 語 欄)	デー タ管 理者 の e-Ra d研 究者 番号	デー タ管 理者 の連 絡先	加工 方針	備考 注1 0)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

注10) サンプルデータやデータ提供サイトのURL、その他を記載する。

(様式第 2 0 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

メタデータ届出書

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

委託契約書第 3 3 条の 4 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. データカタログに掲載する索引情報
(別紙) メタデータ参照

(この届出書の提出時期：研究開発データをプロジェクト参加者以外の第三者への提供しようとするとき。
届出書（別紙）に修正又は追記があるとき。また、委託業務が完了した後、遅滞なく。)

(様式第 20 の 2) (別紙) メタデータ (記入例)

区別	新規／修正又は追記 注 1)
契約締結日	
契約件名	

提出日	令和 年 月 日
法人名	〇〇研究所

注 1) 「新

規」か「修正又は追記」を選択すること。

公表可能データ								
データNo.	資金配分 機関情報	体系的番号におけるプログラム情報 コード	プログラム名	体系的番号	プロジェクト名	データの 名称	掲載日・掲載 更新日	データの 説明
1	METI		〇〇研究 開発事業	JPJ012345	〇〇実証 プロジェクト	〇〇実証 において センサより 撮像したデータ であり、道路 の画像データ	YYYY-MM-DD	〇〇実証 において センサより 撮像したデータ であり、道路 の画像データ
2								
3								
4								
5								
6								
7								

(記入要領)

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(平成29年12月経済産業省) 及び公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書(令和6年7月30日内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)に基づき、メタデータについて記入すること

注 2) 受託者は、本書の提出をもって委託者が本書の内容をデータカタログとして、経済産業省等のウェブサイトで公表することに同意するものとする。

注 3) 受託者は、本頁に対応する「様式第 20 の 2 (別紙) メタデータ」の電子的様式(メタデータ (EXCEL形式: 47KB) Excelファイル) を以下のURLから入手し、それを用いること。

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

注 4) 受託者は、プロジェクト終了後に自主管理データを削除・破棄する場合は、その他欄にその旨を記して、本書を提出しなすものとする。その再提出をもって経済産業省は掲載等を中止する。

[illegible]

(様式第20の2) (別紙) メタデータ記入例 (続き)

[illegible]

(様式第 2 1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第 3 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 実施体制図（契約書別紙 2 の履行体制に準じて作成すること。ただし、第 7 条第 1 項各号に該当する再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

変更前	変更後

3. 取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

取扱業務の再委託先の氏名又は名称（注）	取扱業務の再委託先の住所	再委託する理由	個人情報等の内容	再委託する業務の概要

（注）再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合にはその旨を「取扱業務の再委託先の氏名又は名称」欄に加えること。

4. 再委託先における個人情報等の取扱いに関する契約内容の遵守状況の定期的報告時期（報告予定時期を記載。）

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

（この申請書の提出時期：個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。）

(様式第 2 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

返却又は廃棄等報告書

契約書第 3 8 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 返却又は廃棄等の方法

NO	資料名	媒体	返却・廃棄 の別	個人情報 等 の有無	返却・廃棄の方法

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この報告書の提出時期：資料の返却又は廃棄等後、速やかに。)